

第 2 期宮城県特別支援教育将来構想
(令和 7 年度～令和 16 年度)
中間案

目 次

I	第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について	1
1	策定の背景	
2	計画期間	
3	特別支援教育を取り巻く状況等	
(1)	本県の特別支援教育を取り巻く状況	2
①	児童生徒数の推移	2
②	特別支援学校等の幼児児童生徒数の推移	3
③	狭隘化の状況	5
④	特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況	5
⑤	県の特別支援教育に関する計画等の変遷	6
(2)	各学校等の現状	7
①	小・中学校等	7
②	高等学校・中等教育学校後期課程	7
③	県立特別支援学校	8
④	就学前から学校卒業後まで	10
II	現構想における成果と課題	11
	目標1 自立と社会参加	
1	乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実	11
2	特別支援学校における進路学習の充実	11
3	特別支援学校における就業定着の支援	12
4	特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実	13
	目標2 学校づくり	
1	共に学ぶ教育環境づくり	14
2	特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実	15
3	医療的ケアの推進	16
4	I C T機器の活用	17
5	教員の専門性・指導力の向上	18
6	教育環境整備の推進	18
	目標3 地域づくり	
1	インクルーシブ教育システムの推進	19
2	市町村教育委員会への支援	20
3	特別支援教育の推進に向けた理解啓発	20

Ⅲ 構想の基本的な考え方	22
Ⅳ 今後の特別支援教育の進め方	23
目標1 自立と社会参加	
1 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実	
(1) 乳幼児期の連携	23
(2) 就学前（幼稚園・保育所等）の連携	23
(3) 就学中の連携	24
(4) 卒業後の連携	24
2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実	
(1) 生涯学習の推進のための取組の充実	24
(2) 卒業後の充実した余暇活動のための支援	24
(3) 卒業後の可能性を広げるための支援	25
目標2 誰一人取り残さない学校づくり	
1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現	
(1) 特別支援学校における教育環境の整備	25
(2) 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実	25
(3) ICT 利活用等による特別支援教育の質の向上	25
(4) 小・中学校における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の 学びの充実	26
(5) 高等学校における特別支援教育の充実	26
(6) 安全・安心な医療的ケア等の実施体制の整備	27
2 学習の質を高めるための教員の専門性向上	
(1) 全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等 に関する理解の促進	27
(2) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積	27
(3) 職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の 資質能力の向上	28
(4) 専門性向上を支える校内組織の整備	28
目標3 誰もが認め合う地域づくり	
1 共生社会の実現を目指した理解促進	
(1) インクルーシブ教育の更なる推進	29
(2) インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発	29
(3) 特別支援学校が地域において果たす役割の強化	29
2 市町村教育委員会へのサポート	
(1) 研修等事業の充実	29
(2) 就学における相談支援の充実	30
(3) 医療的ケア等の実施に関する支援	30
Ⅴ 第2期宮城県特別支援教育将来構想	31

I 第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について

I 策定の背景

平成18年12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」^{*1}について、我が国においては関係法令等の整備を進め平成26年1月に批准しました。同条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、教育においてはインクルーシブ教育システム^{*2}の構築を提唱しています。

国においては、平成19年の学校教育法等の一部改正による特別支援教育の本格的実施、平成25年の学校教育法施行令等の改正のほか、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」^{*3}が施行されるなど共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されています。また、令和4年9月に国連「障害者の権利に関する委員会」で採択された「日本の第1回政府報告に関する総括所見」の中で、教育に係る勧告が行われ、それに対し国としては、勧告の趣旨を踏まえインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていくとしています。

このような中、本県においては、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進めました。また、平成27年に策定した「宮城県特別支援教育将来構想（以下「現構想」という。）」では、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進のほか、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿の全面的な支援に取り組んできました。

この10年間で、新型コロナウイルス感染症により、施策への影響はありましたが、特別支援学校におけるセンター的機能^{*4}の充実による就学前からの切れ目ない支援、居住地校学習^{*5}などにより特別支援教育への理解は進んでいます。一方で、特別な支援を

*1 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定

*2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

*3 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

*4 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校においては幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校等を含む関係機関や保護者に対し、要請に応じて児童生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うこと

*5 居住地校学習

県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校等の児童生徒との交流学習及び共同学習

必要とする児童生徒が増加している中で、多様な教育的ニーズに応じた切れ目ない支援体制の確立、インクルーシブ教育システムの構築に係る多様な学びの場の整備や特別支援学校の狭隘化の解消等が引き続き求められています。今回策定する「特別支援教育将来構想」は、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

2 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間の期間とする。

3 特別支援教育を取り巻く状況等

(1) 本県の特別支援教育を取り巻く状況

① 児童生徒数の推移

本県の小・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程（以下「小・中学校等」という。）の特別支援学級で学ぶ児童生徒数は平成25年度2,675人から令和5年度4,663人に増加（74.3%増）し、令和5年度は、知的障害と自閉症・情緒障害が92.5%を占め、平成25年と比較すると知的障害は51.4%、自閉症・情緒障害は59.1%増加しています。このほか、肢体不自由を除く障害種別で増加傾向にあります。

通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年度2,127人から令和5年度4,571人に増加（114.9%増）し、令和5年度はLD等が72.7%を占めています。LD等は通級による指導の対象となった平成18年度10人、平成25年度771人、令和5年度3,322人と大幅に増加し、特に、ことば・学習障害・注意欠陥多動症^{*7}で全体の約8割を占めています。

さらに、令和4年度の文部科学省調査においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は小・中学校等では通常の学級に8.8%程度在籍しているとされ、平成24年度調査結果より2.4ポイント上昇しています。

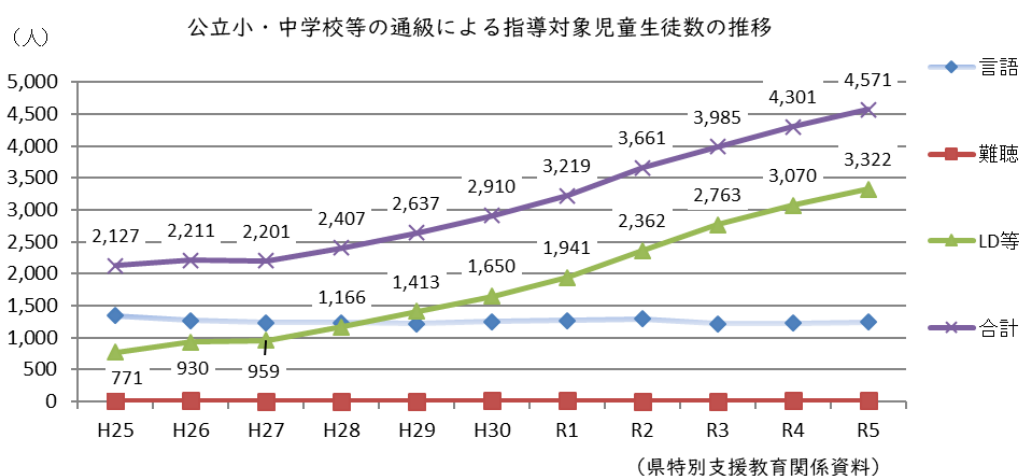
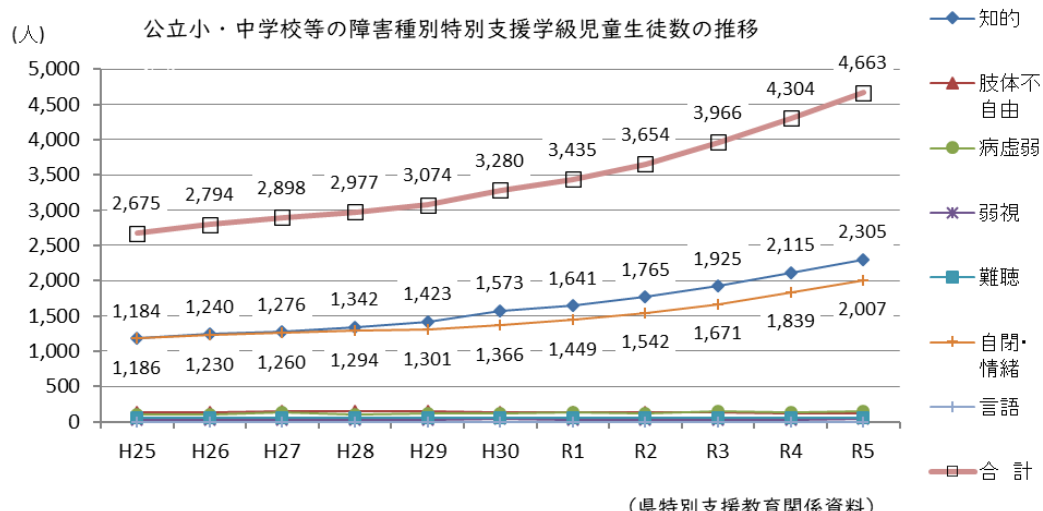
*6 多様な学びの場

義務教育段階においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校

*7 文部科学省調査

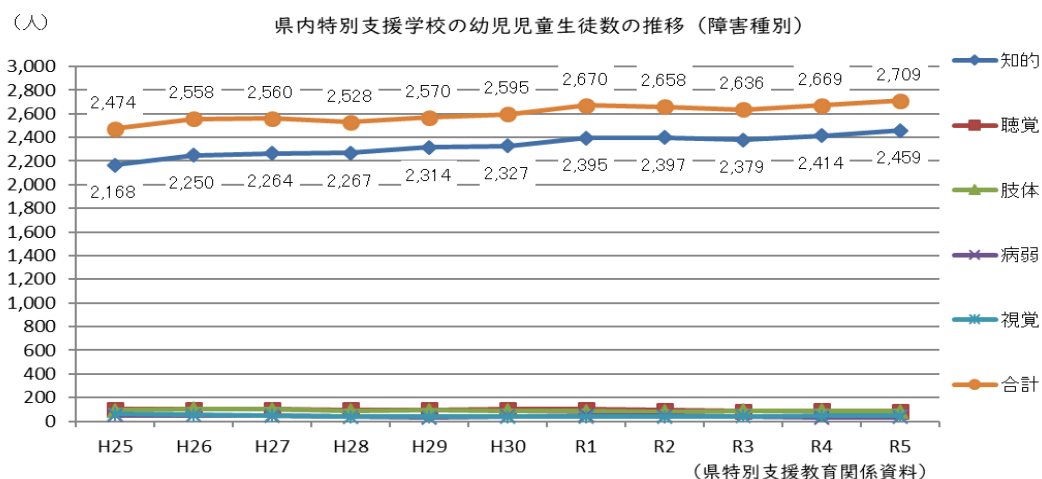
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
（令和4年12月13日 文部科学省初等中等教育局）

I 第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について
3 特別支援教育を取り巻く状況等



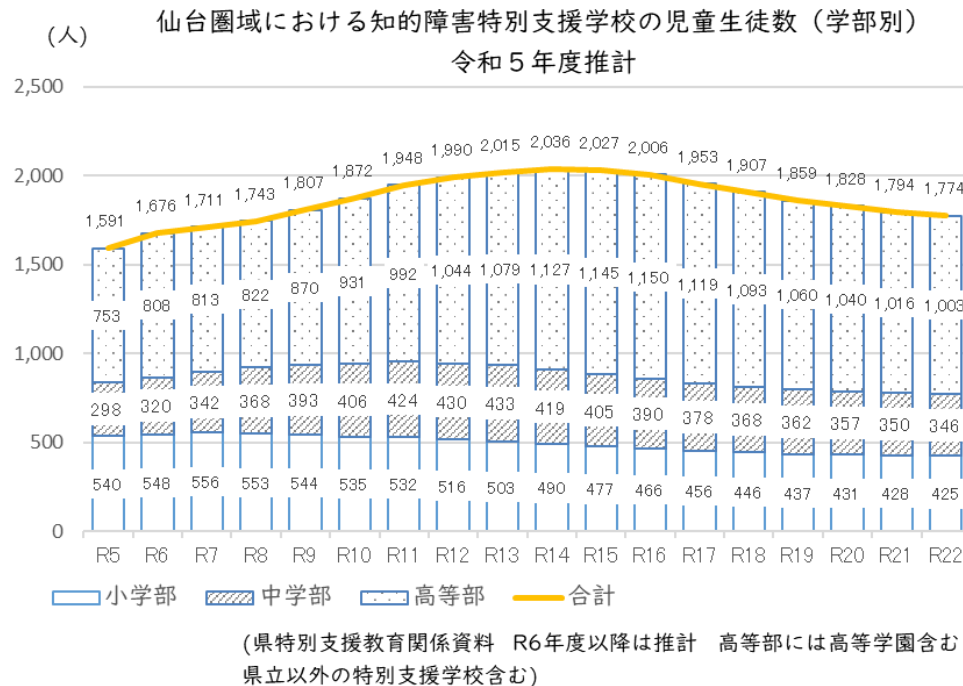
② 特別支援学校等の幼児児童生徒数の推移

県内特別支援学校の幼児児童生徒数は、平成25年度2,474人から令和5年度2,709人に増加(9.5%増)し、令和5年度は知的障害が91%を占め、平成25年度との比較では、知的障害が13.4%増加しています。全体の幼児児童生徒数が減少傾向にあるにも関わらず、特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校の増加が顕著です。また、知的障害以外の特別支援学校については、横ばいから減少基調となっています。

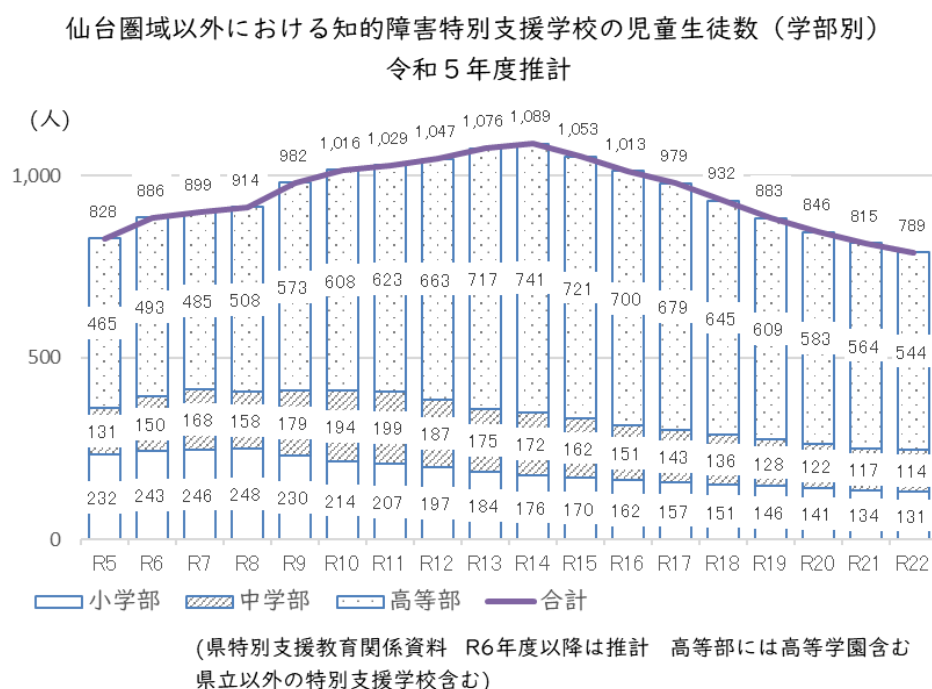


I 第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について
3 特別支援教育を取り巻く状況等

仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、今後8年程度は増加を続け、令和14年度にピークを迎え、令和5年度よりも445人増加する見通しとなっています。学部別では、小学部が令和7年度、中学部が令和13年度、高等部が令和16年度にそれぞれピークを迎え、以降緩やかに減少する見通しとなっています。



また、仙台圏域以外については、令和14年度までは緩やかに増加し、以降、緩やかに減少する見通しとなっています。



③ 狭隘化の状況

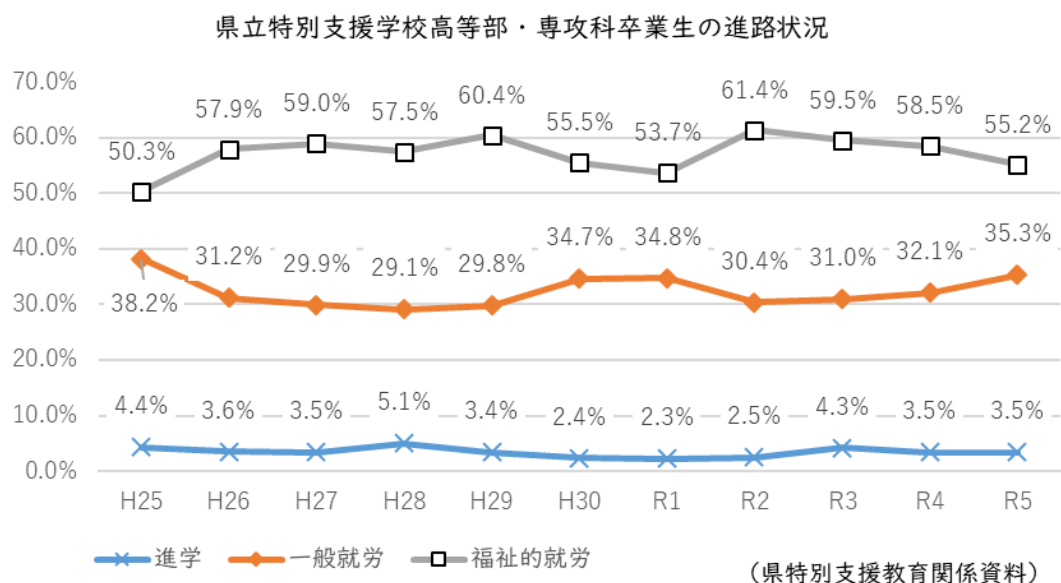
県立知的障害特別支援学校の児童生徒数については、従前から引き続き増加の傾向にあり、中でも小学部の児童数の増加が顕著となっています。

本県においては、これまで仮設プレハブ校舎の建設や本来作業学習等で使用する特別教室を普通教室に転用するなどして、児童生徒数の増加に対応してきましたが、特に仙台圏域における小松島支援学校、利府支援学校、名取支援学校のほか、古川支援学校、角田支援学校の各学校においては、校舎規模に対する児童生徒数の割合が高い状況となっています。（資料A 本書33頁）

一方、知的障害以外の特別支援学校の児童生徒数については、今後は減少基調で推移していく見込みとなっています。

④ 特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況

県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路については、令和5年度は、就労継続支援A型^{*8}やB型^{*9}、生活介護利用などの福祉的就労が最も多く、55.2%、一般企業等への就労は、35.3%となっています。また、専門学校や大学等への進学については、毎年2～5%台で推移しています。



*8 就労継続支援A型

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会を提供

*9 就労継続支援B型

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に、就労の機会の提供及び生産活動の機会を提供

⑤ 県の特別支援教育に関する計画等の変遷

平成17年	宮城県障害児教育将来構想 障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくり
	みやぎ障害者プラン 地域で自分らしい生活を安心して送れる社会
平成21年	「養護学校」から「支援学校」へ名称変更
平成22年	宮城県教育振興基本計画 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進
	県立特別支援学校教育環境整備計画
平成23年	みやぎ障害者プラン だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり
平成27年	宮城県特別支援教育将来構想 柔軟で連続性のある多様な学びの場の充実
	みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期） 健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成
平成29年	第2期宮城県教育振興基本計画 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進
平成30年	第2期県立特別支援学校教育環境整備計画
	みやぎ障害者プラン だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり
令和2年	みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅱ期） 誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す
令和5年	第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（改訂版）
令和6年	第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版） 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進
	みやぎ障害者プラン だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり

県では、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」と「みやぎ障害者プラン」、平成22年に「宮城県教育振興基本計画」、「県立特別支援学校教育環境整備計画」等を策定し、障害のある子供の教育や福祉に関する様々な事業を展開してきました。

これまで、特別支援教育や障害福祉に関する新たな法律の制定など、障害のある子供を取り巻く環境は大きく変化していますが、その変化に適切に対応するための見直しを随時行いながら、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

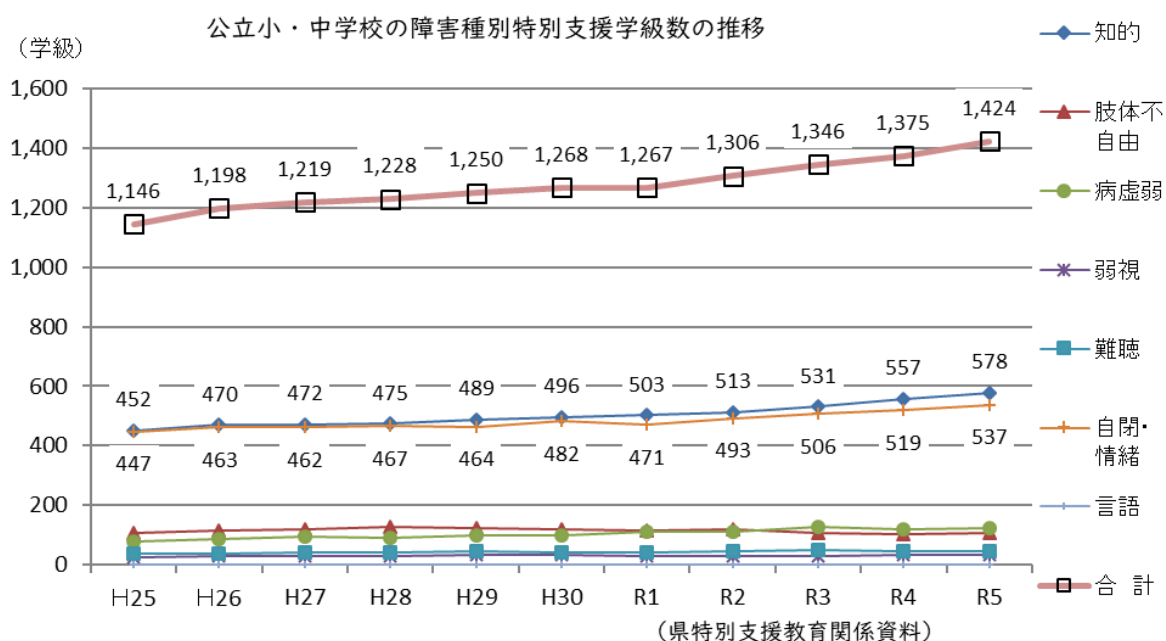
(2) 各学校等の状況

① 小・中学校等

小・中学校等における特別支援学級数は、平成25年度1,146学級から令和5年度1,424学級に増加(24.3%増)し、令和5年度は知的障害と自閉症・情緒障害学級が78.3%を占めています。また、通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年度2,127人から令和5年度4,571人に増加(114.9%増)しています。

多様な学びの場としての特別支援学級や通級指導教室の整備が進み、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な支援を提供する環境が整ってきています。

一方で、令和5年度に初めて特別支援学級を担当した教員は217人(全体の24%)、初めて通級指導教室を担当した教員は66人(全体の21%)となっており、特別支援教育を担う教員の専門性向上についての継続的な取組が必要です。また、通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している現状であることから、特別支援教育を担当する教員のみならず、管理職を含めた全ての教員、学校全体で特別支援教育を推進する校内体制の整備が求められます。

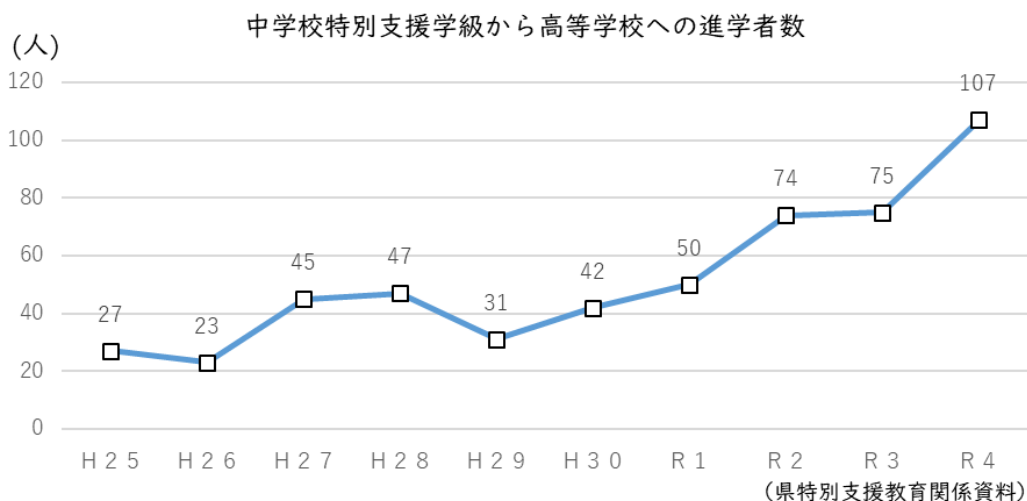


② 高等学校・中等教育学校後期課程

中学校特別支援学級から高等学校・中等教育学校後期課程(以下、「高等学校等」という。)への進学者数は増加傾向にあり、令和4年度は特別支援学級卒業生の25%に当たる107人が高等学校等へ進学しています。また、令和5年度に通級による指導を実施した高等学校等は9校、対象生徒数は36人となり、通級が始まった令和元年度の約3倍に増加しています。

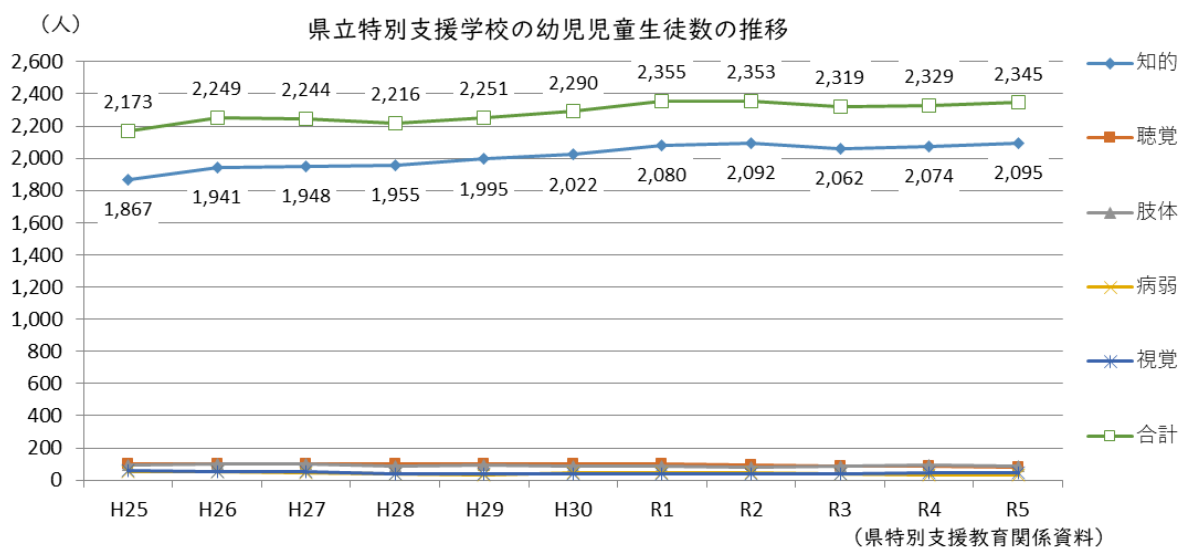
高等学校等においても、特別な支援を必要とする生徒が在籍している現状を踏

まえ、多様な教育的ニーズに対応する特別支援教育コーディネーター^{*10}を中心とした校内体制の整備及び教育課程の工夫、教員の特別支援教育に対する専門性の向上、通級による指導を担当する教員の育成が急務となっています。



③ 県立特別支援学校

県立知的障害特別支援学校の児童生徒数は、平成25年度1,867人、令和5年度2,095人と増加傾向(12.2%増)にあり、教室不足を解消するため、特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。知的障害以外の特別支援学校の幼児児童生徒数は、横ばいから減少基調が続いています。

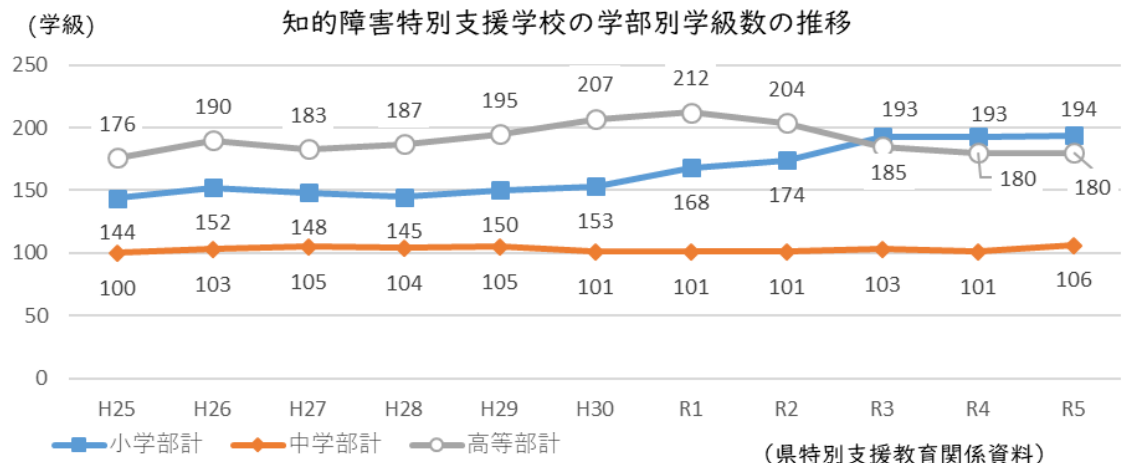


また、学部別学級数は、令和5年度は平成25年度と比較して、小学部は50学級増、中学部は6学級増、高等部は4学級増となっており、小学部学級数の増加が顕著です。

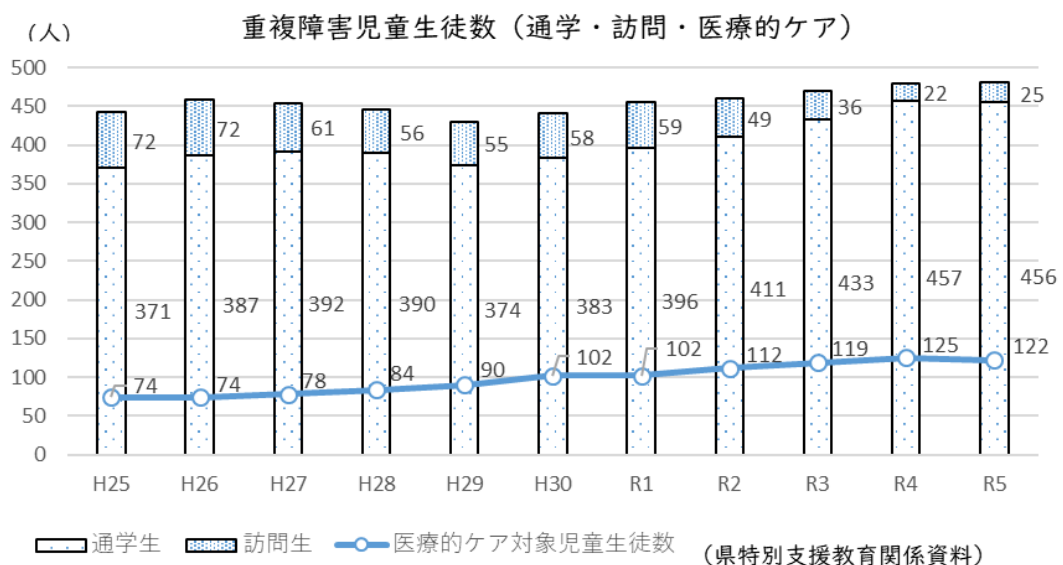
*10 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者

I 第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について
3 特別支援教育を取り巻く状況等



さらに、重複障害児童生徒数は、平成25年度443人から令和5年度481人に増加(8.6%増)し、自宅等で教育を受ける訪問教育対象の児童生徒数は平成25年度72人から令和5年度25人に減少(65.3%減)しています。一方、医療的ケア対象児童生徒数については、平成25年度74人から令和5年度122人に増加(64.9%増)となっています。



児童生徒の増加に伴い、特別教室等を普通教室へ転用したことにより、学習内容に合わせた活動が制限されるとともに、重複障害のある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に伴う教室不足のほか、狭い環境下における、事故などが起きないように、細心の注意を払いながらの教育活動となっています。

こうした状況の解消を図るため、関係市町村の協力等を得ながら、余裕教室等を活用した教室整備や適切な就学支援など、狭隘化の解消へ向けた取組を進めていく必要があります。また、医療的ケアの実施対象校においては、教員及

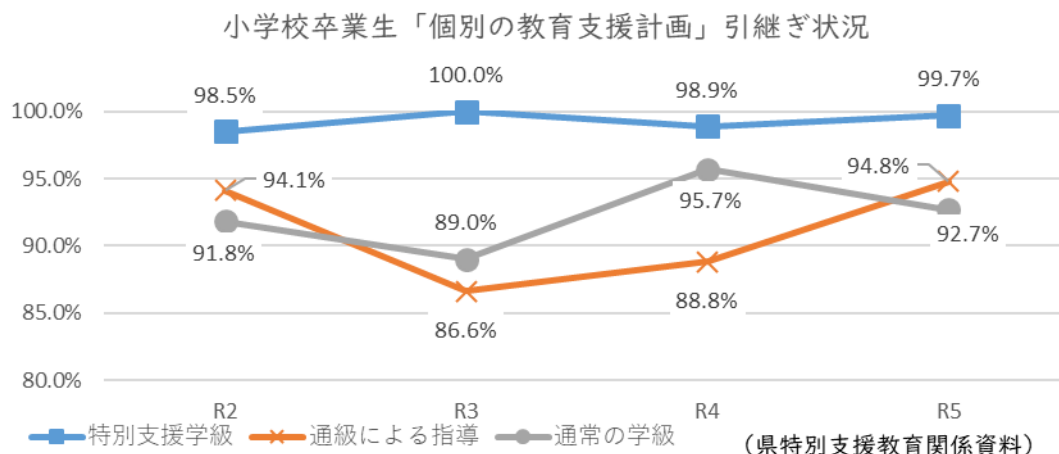
*11 医療的ケア
日常的な吸引や経管栄養、導尿などの医療的な生活援助行為

び看護職員が高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応できるよう、安心・安全な学校の体制づくりを推進していく必要があります。

④ 就学前から学校卒業後まで

幼稚園や保育所等から特別支援学校に寄せられる相談件数は、年間700件から1,000件程度で推移しており、特別支援学校のセンター的機能が一定程度発揮されています。

小学校在学中に個別の教育支援計画^{*12}及び個別の指導計画^{*13}を作成し、中学校又は中学部へ引継いだ割合は、特別支援学級の児童については、ほぼ100%ですが、通級による指導を受けていた児童や通常学級に在籍し特別な支援を必要とする児童については90%程度となっています。また、中学校から高等学校等への引継ぎについては、進学決定後に中・高送り個票や個別の教育支援計画等の活用による十分な情報交換を促しています。



就学前から学校卒業後までのライフステージに応じた必要な支援を行うために、学校段階では個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が進んでいますが、就学前の段階から作成し、高等学校等卒業の段階まで、それぞれのライフステージの接続期に確実な活用を図る必要があります。

*12 個別の教育支援計画

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの

*13 個別の指導計画

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画

Ⅱ 現構想における成果と課題

目標Ⅰ 自立と社会参加

Ⅰ 乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実

(1) 成果

県立特別支援学校のセンター的機能による相談受付件数は、平成29年度以降、年間6,000件前後で推移し、令和5年度は6,177件、そのうち幼稚園・保育所等からの相談は全体の約13%となりました。また、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への教育相談充実事業においては、年間700件以上の相談等に対応しています。

適切な支援を継続的に行えるよう、幼稚園・保育所等向けの「就学前からつくる個別の教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」を作成し、県内全ての幼稚園、保育所等に配布したことに加えて、支援計画の作成に関する研修会を4回開催し、延べ691人が参加しています。

さらに、視覚障害のある幼児への早期からの教育的支援を行うため、令和4年度に視覚支援学校幼稚部を設置しています。

これらの取組を通じて、乳幼児期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってきました。

(2) 課題

乳幼児期からのきめ細かな相談や一貫した支援を行うため、保健、医療、福祉部門や幼稚園・保育所等の教育及び保育部門と家庭との連携体制を強化していく必要があります。また、相談件数が増加している特別支援学校のセンター的機能について、継続的で充実した相談体制とするため、他の関係機関との更なる連携や役割分担が必要になっています。

2 特別支援学校における進路学習の充実

(1) 成果

各特別支援学校において、キャリア・パスポート（児童生徒が、自らの学習状況や日常生活等の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫した教材）を作成し、小学部段階からのキャリア教育が推進されています。

進路学習の充実を図るため各特別支援学校において卒業生による進路講話を実施するなど、卒業後の社会生活のイメージづくりに取り組んできました。

進路指導担当者による福祉事業所、ハローワーク、就労・生活支援センター等との連携、特別支援教育コーディネーター等による福祉機関等との連携により、卒業後の社会生活への円滑な移行に取り組みました。また、聴覚支援学校では、大学への進学など多様化する進路を見据えた学科改編を行い、令和6年度に普通科を設置しています。

(2) 課題

めまぐるしく変化する社会に対応したキャリア教育と進学も含めた多様化する進路先にマッチした進路学習を検討していくことが必要になっています。また、障害者の法定雇用率引き上げに伴い、雇用に積極的な企業が増えていることを踏まえた進路学習、進路ガイダンスなど、より主体的に社会参加・進路選択をする態度を育成することも求められます。

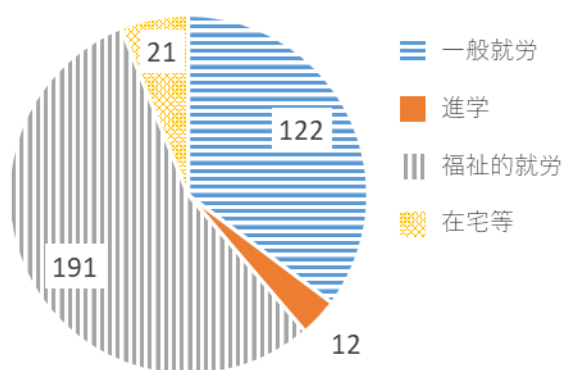
今後は、産業構造や進路を巡る環境の変化等に即した情報を積極的に発信し、ICT関連業務、半導体関連産業への就労を視野に入れた進路学習を展開することも望まれます。

3 特別支援学校における就業定着の支援

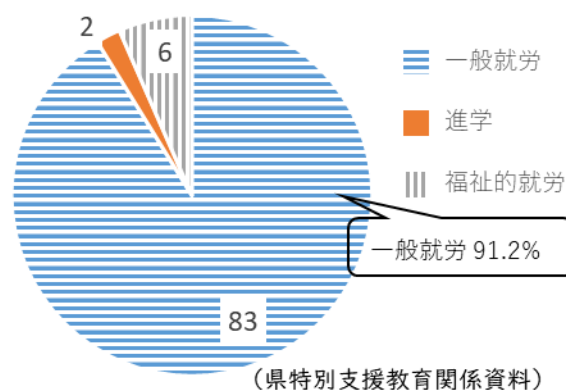
(1) 成果

個別の教育支援計画及び移行支援計画^{*14}を作成・活用し、関係機関等との連携による本人、保護者を含めた移行支援会議を実施することで、学校生活から就業後の生活への円滑な移行につながりました。高等学園の令和5年度卒業生については、一般就労が90%を超えています。また、進路指導担当者を中心に卒業生へのアフターケア（卒業生の職場での悩みの聞き取り、就労先との情報共有等）を実施することにより、高等学園令和4年度卒業生の1年後の職場定着率は82.6%^{*15}となっています。

令和5年度 県立特別支援学校高等部
・専攻科卒業生進路状況【人】



令和5年度 高等学園卒業生
進路状況【人】

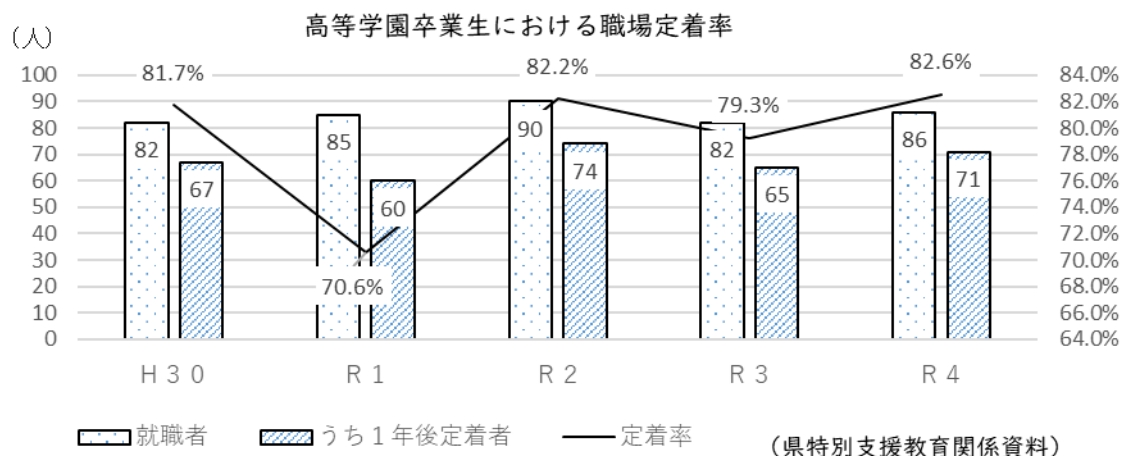


*14 移行支援計画

教育機関が中心となって作成する個別の教育支援計画の一つで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成するもの

*15 参考：知的障害者の定着率68.0%

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の調査 平成29年)



(2) 課題

卒業生への定期的なアフターケアの重要性を認識しつつ、進路担当者の負担も考慮し、関係機関との連携のもと、その役割や連携の在り方について検討していくことが必要になっています。また、就業定着には仕事面のほか、生活面の充実といった視点に立った就業と生活に係る支援充実のため、福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携を更に強化していく必要があります。

4 特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実

(1) 成果

各特別支援学校においては、県障害者スポーツ大会や県特別支援学校陸上競技大会、特別支援学校フットサル大会などへの参加、地域のNPO団体と連携したアート活動等の実施など、在学中から文化芸術・スポーツに親しむといった生涯学習につながる取組を行っています。また、特別支援学校文化祭では、生徒による製品販売やステージ発表を行い、県民に特別支援学校の取組を広く知っていただくとともに、生徒の満足感や自己有用感を高める機会となっています。

各特別支援学校の生徒及び保護者を対象とした進路充実事業研修会において、卒業生の体験談や就労先事業所からの話を聞くことにより、将来の自分の姿をイメージすることにつながることができました。

(2) 課題

卒業後の心豊かな生活を見据え、生涯学習の観点から各特別支援学校の教育課程を見直すことが重要です。その際には、地域の関係団体等と連携を図るなど、卒業後もつながりが保てるような工夫が求められます。地域での安定した社会生活を実現するためには、居住地の福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携をより密にし、学校から社会への円滑な移行へつなげる取組の充実が必要となっています。

目標 2 学校づくり

Ⅰ 共に学ぶ教育環境づくり

(Ⅰ) 成果

平成27年度から9年間にわたり取り組んだ「共に学ぶ教育推進モデル事業」では、モデル校28校（小学校13校、中学校8校、高等学校7校）において、障害の有無によらず児童生徒が共に学ぶための授業づくりや校内支援体制の構築、教職員への理解啓発を進めました。

さらに、特別支援学校の児童生徒が地域の小・中学校等へ出向き交流及び共同学習^{*16}を行う「居住地校学習」の参加人数（特別支援学校）は、平成25年度の309人に対し、令和5年度は412人と、103人の増加となり、実施率も34.1%に増加しました。小・中受入校（居住地校）についても、平成25年度229校から令和5年度271校に増加し、小・中学校等におけるインクルーシブ教育の理解促進につなげることができました。

居住地校学習の実施状況

年度	支援学校数 (実数)	協力校 (実数)	参加人数 (実人数)	参加回数 (延べ回数)	交流 実施 割合	(参加人数/ 小中学部 在籍数)
H25	18 (分校3含む)	229 (小154,中75)	309 (小199,中110)	937 (小617,中320)	30.9%	(309/1001)
H26	19 (分校3含む)	228 (小158,中70)	301 (小199,中102)	815 (小536,中279)	29.4%	(301/1024)
H27	19 (分校3含む)	229 (小158,中71)	313 (小216,中97)	910 (小611,中299)	30.5%	(313/1025)
H28	19 (分校3含む)	237 (小155,中82)	327 (小203,中124)	884 (小551,中333)	31.9%	(327/1026)
H29	20 (分校4含む)	231 (小159,中72)	339 (小249,中90)	912 (小651,中261)	33.8%	(339/1003)
H30	21 (分校5含む)	242 (小169,中73)	316 (小218,中98)	896 (小625,中271)	30.5%	(316/1035)
R1	20 (分校5含む)	250 (小166,中84)	359 (小258,中101)	608 (小446,中162)	35.2%	(359/1021)
R2	22 (分校6校含む)	95 (小61,中34)	132 (小85,中47)	366 (小243,中123)	12.6%	(132/1048)
R3	22 (分校6校含む)	206 (小138,中68)	301 (小208,中93)	528 (小372,中156)	28.3%	(301/1064)
R4	22 (分校6校含む)	234 (小160,中74)	364 (小256,中108)	540 (小381,中159)	31.3%	(364/1163)
R5	22 (分校6校含む)	271 (小176,中95)	412 (小279,中133)	642 (小454,中188)	34.1%	(412/1207)

*16 交流及び共同学習

障害の有無によらず子供が、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習を通じて、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場

(2) 課題

「共に学ぶ教育推進モデル事業」のモデル校における校内支援体制づくりのノウハウの県内全域への発信による、インクルーシブ教育システム構築の理解啓発と支援体制整備のほか、居住地校学習における特別支援学校と居住地校の児童生徒が能動的に関わることができる取組の検討と、実践の蓄積が必要になっています。

さらに、特別支援学校と小・中学校等の交流及び共同学習を促進する観点から副籍制度の導入を検討することも望めます。また、ＩＣＴ機器等を活用した居住地校と特別支援学校の児童生徒の交流機会の拡大などについて検討し、好事例を蓄積していくことも必要です。

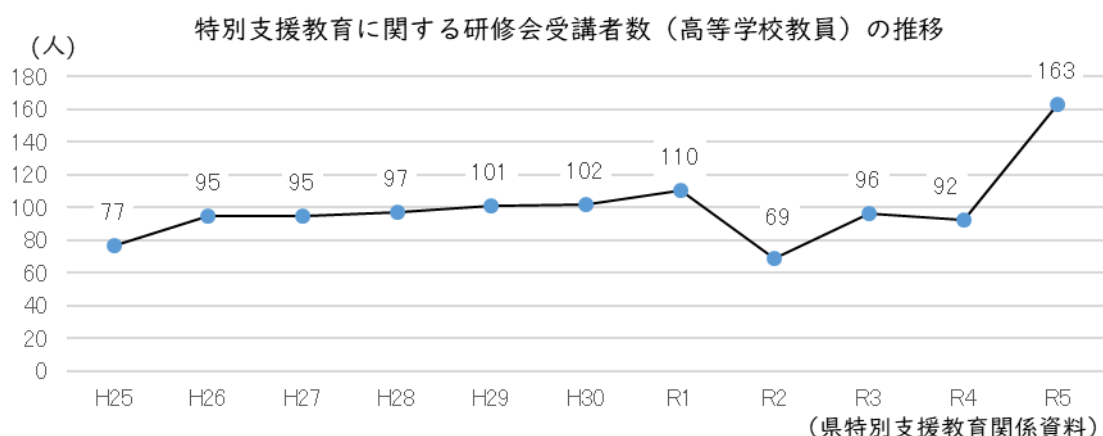
2 特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実

(1) 成果

特別支援学級及び通級による指導を受けている県内全て（仙台市除く）の児童生徒に係る特別な教育課程の編成について、市町村教育委員会等へ助言等を行いました。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校等の要請に応じ、支援の必要な幼児児童生徒に関する教育相談へ対応、校種間の連携調整などを行うことにより、就学前から高等学校等まで切れ目ない支援の実現に取り組みました。その中で、教育的ニーズの判断や整理、福祉や教育の専門機関への橋渡しなど適切な支援体制や教育環境の実現に努めました。また、特別支援学校と高等学校等の特別支援教育コーディネーターが、共に研修会に参加することで、学びを深めるとともに、情報交換・情報共有を行うことで、指導方法や支援体制などに関する専門性を高めることができました。

さらに、高等学校等における特別支援教育のニーズが高まり、コロナ禍の研修会縮小等の影響はありましたが、高等学校等教員の特別支援教育に関する研修会受講が増えています。



(2) 課題

小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターと通級指導担当者の約2割が新担当者であることなどから、より専門性の高い教員の確保や経験に基づくノウハウの確実な継承と、新たな人材の育成のほか、校長等の管理職のリーダーシップのもと、特別支援学級と通常の学級の担任間の連携を含めた指導体制の充実など、校内体制を整備していく必要があります。

高等学校等では、発達障害の可能性のある生徒が一定数在籍しているものの、特別支援学級が設置されていないことなどから、教員の特別支援教育に関する知識や経験が不足している場合があります。そのため、指導のノウハウや就職等に関する知見を有する特別支援学校と高等学校等との連携を強化していくことが必要になっています。その際には、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用や合理的配慮^{*17}の状況等について具体的な取組を進める必要があります。

3 医療的ケアの推進

(1) 成果

各学校においては、医療的ケアコーディネーター^{*18}等が中心となり、校内の関係職員に対して医療的ケアを必要とする児童生徒の実態やケアの実施内容に関する研修を実施するとともに、県においては担当する教員が医療的ケアの基本的技術を習得できるよう法定研修を実施するなど、各学校で全教職員が共通理解の下に医療的ケアが行えるよう体制の整備を図りました。

さらに、緊急時マニュアル作成ガイドラインを策定するとともに、事故発生時における対応者の具体的な動きを例示するなど、各学校でより安全・安心な医療的ケアが実施できるよう枠組を整理しました。

(2) 課題

医療的ケアを必要とする児童生徒は年々増加しているほか、人工呼吸器管理のような高度なケアを必要とする児童生徒が在籍するなど、高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応するため、各学校において中心的な役割を担う医療的ケアコーディネーターや医療的ケアに直接的に関わる看護職員に対して、関連する知識・技術の向上が図れるよう、研修体制を更に充実させていく必要があります。

*17 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。例えば、教育内容・方法、支援体制等の配慮

*18 医療的ケアコーディネーター

医療的ケアに関して、主治医・看護職員・教員・保護者等関係者との連絡調整などを行うため、校長が教員の中から指名する者

4 ICT機器の活用

(1) 成果

令和元年度から国が進めているGIGAスクール構想^{*19}により、タブレット等の一人一台端末の導入が進んだことで、これまで特別支援教育で個別に取り組まれてきたICT機器を活用した支援や学習指導が、学級や学年の集団に広まり、児童生徒及び教員にとって大変身近になったと言えます。

端末の整備に加え、視覚障害のある児童生徒が情報端末を利用する際にテキストを読み上げるソフトや、重度重複障害のある児童生徒が少ない力で操作できる入力スイッチなどの、児童生徒の障害特性に応じた補助装置の整備を進めました。

ICTにより障害を補い個々の能力を発揮させる取組、障害の状態や特性に応じたプログラミング教育の指導方法の確立などの実践事例の集積に努め、その様子をICT活用実践事例発表会やホームページで公開し共有したほか、長期入院している県立特別支援学校の生徒と在籍校の同時双方向遠隔授業を実施し、学習の遅れに伴う不安軽減等につながりました。また、AIDRILを導入することで、教科指導における、切れ目ない学びと学習の質の確保とともに、個別最適な学びの提供と学習の継続を図ることができました。

【県立特別支援学校の小・中学部におけるICT環境整備状況（R6.5月末）】

整備内容		整備率（台数/児童生徒数）
タブレット端末	875台	68.7%
ノートパソコン	476台	37.3%
合計	1,351台	106.0%

(2) 課題

GIGAスクール構想の実現に向けたハード面の整備が大幅に進んだことから、今後は学習指導等におけるICT機器の更なる効果的な活用と同構想による一過性の活用に終わらせることなく、障害種別や児童生徒の発達段階及びICTスキルに応じた取組を継続していくことが必要になっています。また、情報端末を活用した家庭学習、クラウド上のデータ活用など、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができる個別最適な学びの実現に向けた、専門家の助言やICT支援員等の配置が必要です。

さらにICT機器活用による指導を充実させるためには、教員のスキル向上が必要であり、ICT機器に関する情報提供のほか、ICT環境整備や情報セキュリティ等について相談できる体制の整備が求められます。

*19 GIGAスクール構想

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現するもの

5 教員の専門性・指導力の向上

(1) 成果

本県の特別支援学校における、令和5年度の特別支援学校教諭免許状保有率は81.1%であり、平成25年度の64.6%から16.5ポイント増加しました。

特別支援教育に関する専門性向上のため、総合教育センターを中心に全ての教員を対象とした研修や職責に応じた研修を充実させたほか、外部専門家を各学校に派遣した校内研修支援、校内体制の充実に取り組んできました。また、令和6年1月に「みやぎの教員に求められる資質能力（平成30年3月宮城県教育委員会）」を改定し、「発達障害を含む障害等への理解」や「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」の記述を加えて、特別支援教育を校長などの管理職を含め全ての教員に求められる資質能力として明確に位置付けました。

教員採用の段階では、特別支援学校教諭の免許取得要件による加点制度を設け、より専門性の高い教員の採用に取り組んでいます。

(2) 課題

全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性を高める研修の実施のほか、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室担当者向けの研修を充実していく必要があります。

小・中学校等の特別支援学級では、担任が替わる頻度が高く、培った専門性が組織的に蓄積されない傾向があります。このため、特別支援学級の担任だけでなく、管理職のリーダーシップのもとに、学校全体で特別支援教育を推進する校内体制を整備していくことが必要です。また、令和5年度の全国の特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は87.2%で、全国平均を下回っているほか、小・中学校等の特別支援学級において、令和5年度の特別支援学校教諭免許状保有率は38.8%に留まっており、保有率を更に上げる取組が必要となっています。

その他、特別支援学級や通級指導教室担当者は、授業研究や公開授業などの機会が少ないことに加え、指導力向上には研修の受講が必要なものの、校内体制や児童生徒の実態等により、研修に参加しにくい環境であることから、オンラインによる研修やOJTなど多様な実施方法を検討していく必要があります。

6 教育環境整備の推進

(1) 成果

仙台圏域において、秋保かがやき支援学校を新設するとともに、市町村立学校の余裕教室等を活用して利府支援学校塩釜校、小松島支援学校松陵校及び名取支援学校名取が丘校の各分校を設置することにより、域内の県立知的障害特別支援学校の狭隘化の緩和を図りました。これにより、市町村立学校の一部を借用して設置した分校においては、設置先の学校との行事や交流学习を通じて、自然な形でインクル

ーシブな教育を実践することもできました。

さらに、軽度の知的障害のある生徒のニーズに対応するため、女川高等学園及び岩沼高等学園川崎キャンパスを開校するとともに、小牛田高等学園への仮設校舎設置や秋保かがやき支援学校への産業技術科設置などの取組を進めました。

(2) 課題

令和3年9月に公布された特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準となる「特別支援学校設置基準」では、既存施設については当分の間、設置基準によらないことができることとされましたが、可能な限り速やかな対応に努めることが求められています。この設置基準に基づき、令和5年度の幼児児童生徒数により校舎等の必要面積を試算したところ、県立特別支援学校26校中、校舎については9校、運動場については15校において基準を下回る結果となりました。また、令和5年10月に文部科学省が実施した教室不足調査では、本県において今後62教室（うち1教室は仙台市立鶴谷特別支援学校分）の整備が必要という結果となりました。（資料A・B 本書33・34頁）

このような状況において、各学校では教室不足による学習指導や安全管理の面での課題が生じているため、狭隘化対策を推進していく必要があるとともに、軽度の知的障害のある生徒のニーズへの対応については、今後も中学校特別支援学級の在籍者数が増加する見込みであることから、県立特別支援高等学園の定員や入学者選考の見直しなどを検討していく必要があります。

目標3 地域づくり

Ⅰ インクルーシブ教育システムの推進

(1) 成果

平成16年度から続く居住地校学習の交流実施割合は、平成27年度以降30％台を維持しており、令和元年度は35.2％まで増加しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、実施割合は一時低迷しましたが、令和5年度は34.1％まで持ち直しています。また、小・中学校等の協力校も平成26年度の228校から令和5年度は271校まで増加していることから、小・中学校等の児童生徒や教員、保護者へのインクルーシブ教育の理解促進につながっています。

特別支援学校へのコミュニティ・スクール^{*20}導入により、今まで学校教育の範囲内で広げてきたインクルーシブ教育の理解促進が、地域社会へとより広がりやすくなることが期待できます。

*20 コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校のこと 学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組

(2) 課題

地域に根差したインクルーシブ教育及び共生社会の実現に向けて、居住地校学習における交流及び共同学習の充実、コミュニティ・スクールの取組の拡充などを進めていく必要があります。また、特別支援学校の狭隘化対策として市町村立学校の一部を借用して設置した分校について、インクルーシブ教育システムの視点による教育課程の工夫、特別支援学校と小・中学校等の交流及び共同学習の促進を目的とした^{*21}副籍制度の導入を検討していくなどの取組が望まれます。

2 市町村教育委員会への支援

(1) 成果

市町村教育委員会が担う就学事務を支援するため、平成26年に「教育支援の手引」を作成し、改訂を重ねながら、市町村教育委員会に配布し、活用を促しているほか、就学事務担当者を対象に就学手続きに関する研修会を実施しています。

市町村教育委員会での就学に係る困難事案について助言を行う就学相談会の開催のほか、就学支援審議会を設置し、市町村教育委員会からの相談対応への体制づくりを進めています。

特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーターが幼稚園・保育所等及び小・中学校等の相談・支援を行ってきたことにより、教員の特別支援教育に関する専門性の向上につながりました。

(2) 課題

市町村教育委員会が担う就学事務については、障害や教育課程の理解などが必要となり、退職教員を含めた専門性を有する担当者の配置が望まれます。また、市町村教育委員会及び教育事務所における研修等、専門性の維持向上に対する支援を継続していく必要があります。

3 特別支援教育の推進に向けた理解啓発

(1) 成果

本県の特別支援教育の概況と就学手続き等を記載したリーフレット「宮城の特別支援教育」を作成し、ホームページ上で公開することにより、障害のある幼児児童生徒の教育について適切な理解啓発を図りました。

平成30年度から特別支援学校文化祭を開催し、ステージ発表や作品展示などを通して、特別支援学校や障害のある幼児児童生徒の学習活動を広く県民に啓発したほか、総合教育センターにおいて県民を対象とした「特別支援教育公開講座」を年2回実施し、特別支援教育の理解促進に努めました。

^{*21} 副籍

特別支援学校の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、直接交流や間接交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度

さらに、「宮城県障害者雇用支援のつどい」を開催し、障害者雇用の優良事業所や優秀な勤労実績を有する障害のある人を表彰するほか、講演会の開催など県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図っています。

(2) 課題

特別支援教育に関する理解が高まり、障害のある幼児児童生徒の多様な学びの場が広く認知され、就学や進学の実選択肢が広がりを見せています。更なる理解促進を進めるためには、様々なメディア（SNS等）やイベント等を活用して特別支援教育に関する情報を提供していくことが求められます。

Ⅲ 構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

国の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(令和3年1月)」では、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させるため、引き続き「障害のある子供とない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備」、「障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」を着実に進め、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すとされています。また、県には個別最適な学びの実現が求められています。

これまで本県では、平成17年7月に「宮城県障害児教育将来構想」、平成27年2月に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、特別支援教育の推進に努めてきました。

さらに、本県の教育施策を総合的かつ体系的に推進するため、令和6年3月に策定した「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」^{*22}では、目指す姿の実現に向けて、特別支援教育に関して「多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進」を基本方向のもと、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」、「多様性を尊重し共に学び合う教育の推進」に取り組むこととしています。

一方、現構想の課題でも述べた「在籍する児童生徒数の増加に伴う県立知的障害特別支援学校の狭隘化への対応」、「一人一人の教育的ニーズへの対応として、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」、「医療的ケアを必要とする児童生徒への支援」、「教員の特別支援教育に関する知識の向上」、「特別支援教育に関する県民の理解促進」などが引き続き求められています。

今回策定する将来構想においては、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として総合的に支援していくため、基本的な考え方を

*22 目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」とするものです。

なお、基本的な考え方については、国の考え方や現構想における課題等を踏まえた上で、現構想から継承しています。

Ⅳ 今後の特別支援教育の進め方

基本的な考え方のもと、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、主体的に社会参加できるよう自ら考え、判断できる力を身に付けるとともに、心豊かな生活を送ることができる共生社会の実現に向けた関係者の理解促進を図るため、「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つを目標に掲げ、施策を推進していきます。

目標Ⅰ 自立と社会参加

児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

Ⅰ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

(1) 乳幼児期の連携

乳幼児健診等を活用するなど、早期から幼児の状況を的確に把握し、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、教育、福祉、医療機関等との連携を一層深めます。

具体的には、特別支援連携協議会や広域特別支援連携協議会を通して市町村における特別支援教育の推進、市町村特別支援連携協議会の設置を働き掛けるとともに、関係部局の連携による支援体制を構築します。

(2) 就学前（幼稚園・保育所等）の連携

幼稚園等が適切な支援を継続的に行えるよう、園内委員会^{*23}の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、園内体制の整備や関係機関との連携等を働きかけます。また、幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため、教職員や特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修機会を充実します。

併せて、小学校教育への円滑な接続は重要であり、特別な支援を必要とする幼児やその保護者が、適切な支援を地域で切れ目なく受けることができるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の作成・活用を働きかけます。

*23 園内委員会

各園において、園長のリーダーシップのもと、園内の支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児の実態把握や支援方策の検討等を行うため、園内に設置する特別支援教育に関する委員会

(3) 就学中の連携

就学中においても、個別の教育支援計画等を活用し、福祉、医療、労働などの関係機関と連携して、特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者に対し、積極的に情報提供や支援を行います。特に、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所との連携を強化していきます。

さらに、全ての特別な支援を必要とする児童生徒のキャリア教育を充実させるために、早期から卒業後を見据え、保護者や身近な教員以外の大人とコミュニケーションを取る機会のほか、自己肯定感を高める経験となる、職業体験を行う機会等を確保するとともに、地域の関係機関等と連携した就労支援を充実します。

学校間の連携では、特別な支援を必要とする児童生徒が受けている学習指導の内容や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画を活用して引継ぎ、各学校における適切な指導の充実につなげます。

加えて、個別の教育支援計画の作成や合理的配慮の検討に当たっては、保護者、学校、関係する支援者等により行うとともに、児童生徒本人の参画を促し、自ら選択する力と自ら意思を表明する力を育成します。

(4) 卒業後の連携

卒業後の生活を安定したものとするため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要な配慮について、関係機関に情報が確実に引継がれるよう努めます。教育における個別の教育支援計画、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画を活用し、特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実に努めます。

2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

(1) 生涯学習の推進のための取組の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が生涯を通じて、教育や文化芸術活動、スポーツ活動などを様々な機会に親しむことができるよう、専門家等の外部講師を招いた授業の実施など、在学中から生涯学習を行うための素地を培う機会を充実します。特に、高等部段階においては、これらの機会を具体的に教育課程に取り入れ、計画的に実施できるよう工夫します。

(2) 卒業後の充実した余暇活動のための支援

卒業後も生涯学習や余暇活動の機会を充実するため、「みやぎ県政だより」や「まなびの WEB 宮城」等を通じて社会教育や学習機会に関する講座やイベントなどの情報発信に努めます。

(3) 卒業後の可能性を広げるための支援

卒業後の進学や就労等の可能性が広がるよう、「キャリア・パスポート」等の活用により、児童生徒に学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことを促しつつ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。また、高等部・専攻科段階においては、本人のニーズや障害の特性に応じた職種の資格取得や高等教育への進学を支援します。

目標２ 誰一人取り残さない学校づくり

児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

Ⅰ 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

(1) 特別支援学校における教育環境の整備

国が定める「特別支援学校設置基準」に基づく各学校の必要面積の充足率や令和５年１０月に文部科学省が実施した教室不足調査の結果等を踏まえ、今後の児童生徒数の推計等を考慮した上で、県立知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図っていくため、引き続き県有財産や統廃合により使用が見込まれない小・中・高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置等の教育環境の整備を進めます。

また、経年劣化により構造耐力が低下している既存校舎等の改築や長寿命化改修など老朽化対策に関する計画等を考慮した上で、狭隘化の解消とあわせて一体的な対策を講じることを検討します。そのほか、複数の障害種部門の併置・併設などについても検討を行います。

(2) 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実

特別な支援を必要とする生徒が中学校卒業後の進路を選択する際に、進路先についての十分な情報を得られるよう、高等学園等の合同説明会を実施するとともに、中学校の生徒及び進学担当教員に対するウェブページやＳＮＳを活用した情報発信に努めます。

また、生徒本人が主体的に希望進路を幅広く選択できる高等部等の入学者選考の在り方を検討します。

(3) ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

障害の状態と特性等に応じたきめ細かな指導・支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会を提供するとともに、デジタルデバイド^{*24}の解消を目指したICT活用を推進します。

*24 デジタルデバイド

情報格差（ICTを利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差）

視覚障害や聴覚障害に対応したICT機器の活用、意思の表出やコミュニケーションの手段及び遠隔による指導への活用のほか、在宅就労など新たな働き方に対応したキャリア教育・進路指導の充実への活用など、ICT機器の日常的な活用により効果的な指導・支援ができるよう取り組みます。

(4) 小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実

発達障害を含む特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることなどを踏まえ、合理的配慮の提供や担任と特別支援教育コーディネーターの連携による支援など、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた必要な支援を行います。

さらに、全ての児童生徒に分かりやすいユニバーサルデザイン^{*25}の視点を取り入れた学級経営や授業づくりを推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

通級による指導では、自立活動の内容を参考にした特別の教育課程を編成し、在籍する通常の学級と連携した個に応じた支援を行います。

特別支援学級では、自立活動を取り入れた教育課程に基づく自立活動の時間を確保するなど、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。また、特別支援学級の児童生徒が、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組が実施できるよう、交流及び共同学習の推進を市町村教育委員会に働きかけます。

(5) 高等学校等における特別支援教育の充実

全ての教職員が特別な配慮や支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的に行います。また、インクルーシブ教育の充実について検討していきます。

特別な配慮や支援を必要とする生徒に対しては、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員を中心に、校長のリーダーシップのもと、適切な教育相談の実施や合理的配慮の提供を行います。特に、義務教育段階から行われている必要な支援が、入学後も切れ目なく行われるよう、生徒や保護者の意向にも配慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用します。

さらに、全ての生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくり、障害の状態に応じたICTの活用等により、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

*25 ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

通級による指導においては、学習上又は生活上の困難のある生徒が、安定した学校生活や集団活動が行えるよう、学校の特色と生徒の教育的ニーズに応じた特別な教育課程を編成し、自立した社会生活を目指す自立活動の指導など、きめ細かな指導・支援を行います。

また、小・中学校等における指導や合理的配慮の状況などを高等学校等へ十分な引継ぎを行うことができるよう、支援体制を充実します。

(6) 安全・安心な医療的ケア等の実施体制の整備

これまで以上に高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応するため、各学校で中心的な役割を担っている医療的ケアコーディネーターに対して、教職員と看護職員の連携やそれぞれの役割などに関する研修を実施します。また、医療的ケアへ直接的に携わる看護職員に対して、より専門的な研修を通して、知識・技術の向上を図ることで、これまで以上に安全・安心な医療的ケアが実施できる体制の整備を進めていきます。

さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する通学支援や指導的な役割を担う看護職員の育成など、他の自治体における取組などを参考にして、今後更に医療的ケアを行う体制の充実が図れるよう、検討を進めていきます。

加えて、医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者からの療養や就学・就労等に係る相談に対応するとともに、小児慢性特定疾病児童等を支援する教育機関関係者に対する疾病に係る周知啓発等により、相談支援体制を整備し、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進に努めます。

2 学習の質を高めるための教員の専門性向上

(1) 全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等に関する理解の促進

全ての教員には、発達段階における特徴及び障害の特性等を理解した指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識のほか、合理的配慮に対する理解等が求められます。

そのため、研修や計画的な採用・人事異動などにより専門性の高い人材の育成・確保に努めます。

(2) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積

特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の幼児児童生徒が在籍しているとともに、障害の状態等が個々に異なり、重複障害のある幼児児童生徒も多いことから、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導が求められています。また、通級による指導や特別支援学級の担当教員には、通常の教育課程

に基づく指導力を基盤として、特別な教育課程の編成、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成及び障害の特性等に応じた指導方法のほか、自立活動を実践する力、保護者支援、関係機関との連携に関する専門性が求められています。

そのため、研修機会や内容の充実、校内の支援体制整備を図り、教員の特別支援教育に係る専門性を向上させるとともに、引き続き免許法認定講習の集中開設等を行い、特別支援学校教諭免許状の保有率向上を促進します。

(3) 職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力の向上

教職員研修計画に基づく基本研修や専門研修のほか、「みやぎの教員に求められる資質能力」に位置付けられた発達障害を含む障害等への理解など幼児児童生徒を多面的・総合的に理解する視点等を体系的に取り入れた研修を、教職員の負担を考慮しつつ実施します。また、学校等からのニーズに対応した研修を進めます。

併せて、学校全体で特別支援教育に取り組む観点から、学校経営の改善・充実にもつながるよう、管理職を対象とした研修の機会や内容の充実など、特別支援教育を組織的・実践的に推進します。

さらに、幼児児童生徒に対し、適切な支援を継続的に行うために重要な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の一層の充実を図ります。

加えて、国立特別支援教育総合研究所等の研修へ教員を派遣するなど、特別支援教育に高い専門性を有する人材の育成に取り組みます。

(4) 専門性向上を支える校内組織の整備

教員の専門性向上には研修の充実が必要なことから、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心として組織的に校内研修を計画し推進できる体制を整えます。また、総合教育センター等が開催する研修に教員が計画的に参加できるようバックアップ体制を整備します。

さらに、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、公認心理師等の外部専門家の専門性を活用し、校内でのケース会議や検討会を通して教員の実践的な力の向上に取り組みます。

目標3 誰もが認め合う地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を促進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

1 共生社会の実現を目指した理解促進

(1) インクルーシブ教育の更なる推進

障害の有無によらず児童生徒が可能な限り共に教育を受けられる条件の整備と、特別な支援を必要とする児童生徒の生活の基盤となる地域社会への参加を見据え、交流及び共同学習を更に推進します。その際、小・中学校等においては、教科学習について、障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものは、年間指導計画等に位置付けて計画的に実施できるよう働き掛けます。

さらに、特別支援学校の児童生徒が地域の学校に副次的な籍を置く副籍制度をモデル的に導入し、地域社会とのつながりを深めることに取り組むとともに、交流及び共同学習を発展的に進めるインクルーシブな学校運営の在り方について検討を進めます。

(2) インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発

交流及び共同学習を更に推進することにより、学校と保護者及び地域に対するインクルーシブ教育への理解と啓発を進めます。また、特別支援学校のコミュニティ・スクール設置を推進し、地域社会と特別支援学校が一体となって魅力ある学校づくりを進めていくことで、地域からの関心を高め、共生社会の実現に努めます。

さらに、特別支援学校文化祭の開催、みやぎ出前講座における特別支援教育に関するメニューの設定など、広く県民への啓発活動を継続します。

(3) 特別支援学校が地域において果たす役割の強化

特別支援学校が地域において果たす特別支援教育のセンター的機能の他に、次の役割を強化します。

- ・ 特別支援教育への理解を促進するため、関係団体との連携を深めた作業学習や職場体験を行います。
- ・ 地域コミュニティの活性化に貢献するよう、地域に開かれた施設運営、地域と密着した学校行事運営などに取り組みます。

2 市町村教育委員会へのサポート

(1) 研修等事業の充実

特別支援学校のセンター的機能を生かした、市町村教育委員会が行う特別支援教育に関する研修事業等への支援のほか、総合教育センターを中心とした、小・中学

校等の特別支援教育コーディネーターに対する研修事業の充実を図ります。

通級による指導や特別支援学級の授業研究や授業づくりに対して、各教育事務所を通して研修支援を行います。

(2) 就学における相談支援の充実

市町村教育委員会が実施する就学手続においては、本人や保護者が正確な情報を基に、就学先を選択できることが重要です。そのため、小学校や特別支援学校双方で受けられる教育内容や支援体制、合理的配慮の提供、卒業までの児童生徒の成長の見通し等について情報提供を行うよう、市町村教育委員会に働き掛けます。

その際、市町村教育委員会が適切に学びの場の検討を行えるよう、県が作成している「就学支援の手引き」の活用促進と内容充実に努めます。

(3) 医療的ケア等の実施に関する支援

医療的ケアを必要とする児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整備するため、宮城県医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）等の関係機関とも連携の上、研修会等を通して必要な情報を市町村教育委員会へ提供していくとともに、医療的ケアを実施する際の個別の相談対応などに取り組んでいきます。

さらに、小児慢性特定疾病児童等が適切な療養を確保しながら就学できる環境を整備するため、小慢さぼーとせんたー等の関係機関と連携の上、研修会等を通して必要な情報を市町村教育委員会へ提供していくとともに、小児慢性特定疾病児童等に関する個別の相談に対応していきます。

V 第2期宮城県特別支援教育将来構想の施策体系

◆特別支援教育を取り巻く状況等

I 児童生徒数等

- ◇小・中学校等
 - ・特別支援学級（74.3%増）
H25：2,675人⇒R5：4,663人
 - ・通級による指導（114.9%増）
H25：2,127人⇒R5：4,571人
- ◇特別支援学校等
 - ・県内（全障害種別）（9.5%増）
H25：2,474人⇒2,709人
（全体の児童生徒が減少しているが増加）
 - ・県立特別支援学校
H25：2,173人⇒R5：2,345人
 - ・仙台圏域の知的障害児童生徒見通し（県立以外含む）
R5：1,591人⇒R14：2,036人
（ピーク時）
 - ・仙台圏域以外の知的障害児童生徒見通し
R5：828人⇒R14：1,089人
（ピーク時）
- ◇県立特別支援学校狭隘化の状況
 - ・R5児童生徒数における充足率未達成
校舎：9校/26校中
運動場：15校/26校中
- ◇県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況
 - ・R4卒業生：福祉的就労55.2%、一般就労35.3%、進学3.5%

2 各学校等の状況(課題)

- ◇小・中学校等
 - ・特別支援教育を担う教員の専門性向上への継続的な取組
 - ・特別支援教育を推進する校内体制の整備等
- ◇高等学校等
 - ・多様な教育的ニーズに対応する校内体制の整備
 - ・特別支援教育を担う教員の専門性向上等
- ◇特別支援学校
 - ・狭隘化の解消へ向けた取組の推進等
- ◇就学前から学校卒業後まで
 - ・個別の教育支援計画等の就学前段階からの作成、高等学校等卒業段階までの活用等

◆現構想における成果と課題

目標1 自立と社会参加

- 1 成果
 - ・「就学前からつくる個別の教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」等による乳幼児期からの切れ目ない支援体制の充実
 - ・キャリア・パスポートによる小学部段階からのキャリア教育の実施
 - ・移行支援会議による就業後の生活への円滑な移行、アフターケアによる職場への定着
 - ・特別支援学校文化祭開催による学校の取組への県民の認知向上、生徒の自己有用感の向上等
- 2 課題
 - ・一貫した支援のための、保健、医療、福祉部門や幼稚園等との連携強化
 - ・社会の変化に対応したキャリア教育、多様化する進路に対応した進路学習の検討
 - ・福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携強化による就業と生活の支援充実
 - ・卒業後の心豊かな生活を見据えた、生涯学習の観点からの特別支援学校の教育課程の見直し等

目標2 学校づくり

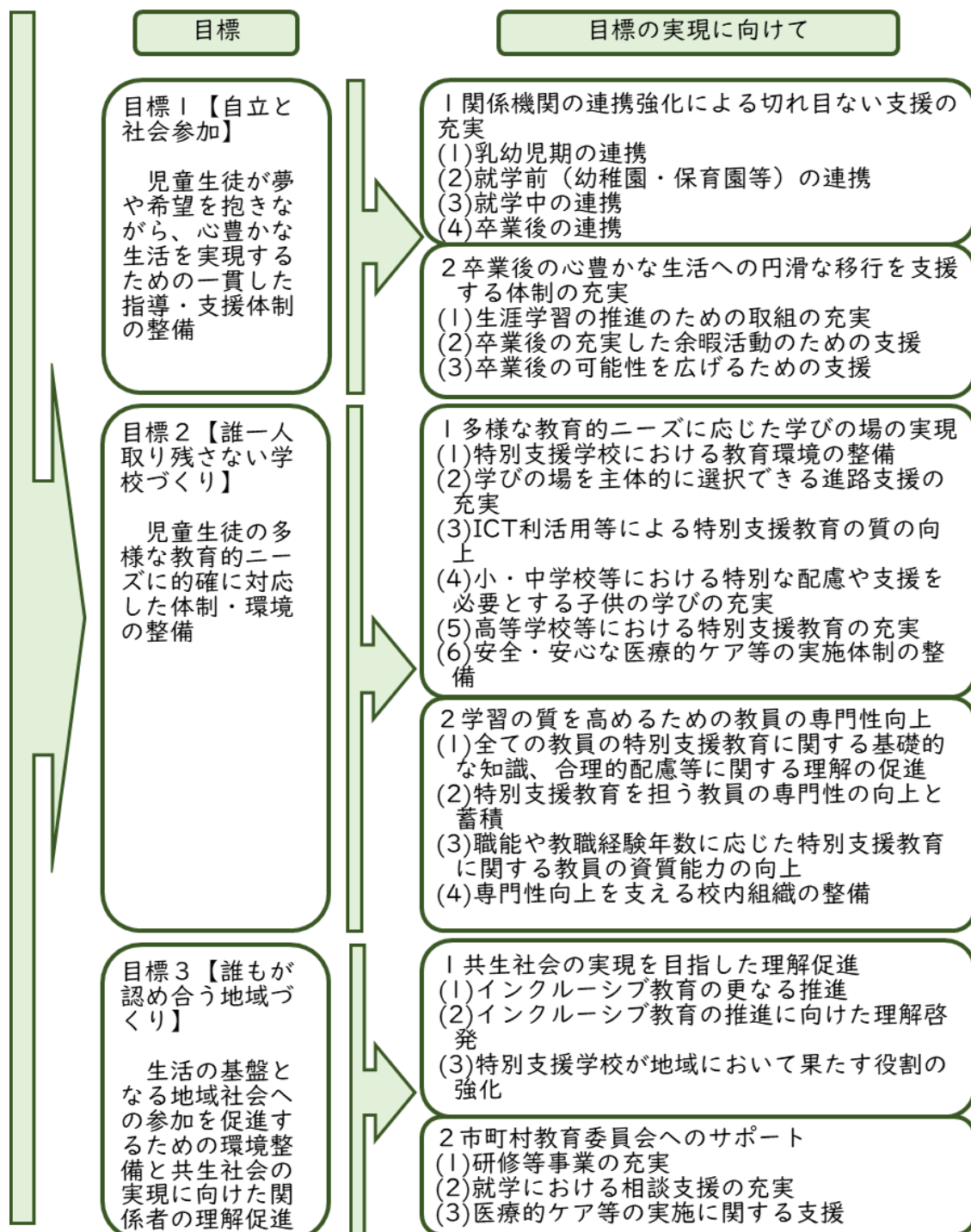
- 1 成果
 - ・共に学ぶための授業づくり・校内支援体制の構築、教職員の理解促進
 - ・特別支援教育コーディネーター等による就学前から高等学校まで切れ目ない支援の実施
 - ・医療的ケアコーディネーター等による医療的ケア実施体制の整備
 - ・障害特性に応じたICT補助装置の整備
 - ・特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率の向上
 - ・特別支援学校の新設、市町村立学校余裕教室の活用による狭隘化の緩和等
- 2 課題
 - ・共に学ぶための校内支援体制づくりのノウハウ等の県内全域への発信によるインクルーシブ教育システム構築の理解啓発
 - ・校長等のリーダーシップによる特別支援学級と通常学級の担任間の連携を含めた指導体制の充実
 - ・医療的ケア対象児童生徒の増加及び高度化・複雑化する医療的ケアへの対応
 - ・障害種別、発達段階及びICTスキルに応じた取組の継続
 - ・全ての教員に求められる専門性向上のための研修
 - ・特別支援学校の狭隘化対策の推進等

目標3 地域づくり

- 1 成果
 - ・居住地校学習実施小・中学校の増加に伴う教員、保護者等へのインクルーシブ教育の理解促進
 - ・市町村教育委員会への「教育支援の手引」による就学事務への支援
 - ・「宮城の特別支援教育」(リーフレット)による理解啓発等
- 2 課題
 - ・地域に根差したインクルーシブ教育・共生社会の実現に向けた居住地学習における交流及び共同学習の充実
 - ・市町村教育委員会等における研修等への支援継続
 - ・特別支援教育の更なる理解促進のための情報提供等

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を総合的に支援していくため、基本的な考え方を現構想から継承

第2期宮城県特別支援教育将来構想の基本的な考え方
障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。



資料 A

○ 既存校の校舎及び運動場面積と設置基準必要面積の状況 (R5. 5. 1現在)

学校名	設置基準による必要面積					現有面積					充足率	
	幼・校舎	小中・校舎	高・校舎	①校舎計	②運動場	幼・校舎	小中・校舎	高専・校舎	③校舎計	④運動場	③/①校舎	④/②運動場
視覚	190	1,374	543	2,107	3,600	改築工事中			4,193	2,200	199%	61%
聴覚	332	1,310	480	2,122	3,600	415	4,776	3,953	9,144	6,614	431%	184%
聴覚小牛田	170	950	0	1,120	2,400	106	1,634	0	1,740	0	155%	0%
光明	0	5,523	3,578	9,101	3,600	0	5,213	4,935	10,148	4,774	112%	133%
船岡	0	2,290	2,228	4,518	3,600	0	3,779	3,906	7,685	1,975	170%	55%
拓桃(肢体)	0	1,800	0	1,800	3,600	0	5,333	0	5,333	0	296%	0%
拓桃(病弱)												
西多賀(病弱)	0	1,453	812	2,264	3,600	0	3,825	0	3,825	0	169%	0%
西多賀(知的)												
山元(病弱)	0	1,372	722	2,094	3,600	0	3,484	452	3,936	4,061	188%	113%
山元(知的)												
金成	0	1,259	732	1,991	3,600	0	3,213	404	3,617	3,539	182%	98%
角田	0	2,258	1,524	3,782	3,600	0	3,009	404	3,413	6,834	90%	190%
角田白石校	0	1,070	0	1,070	3,600	0	338	0	338	0	32%	0%
石巻	0	2,987	1,876	4,863	3,600	0	3,859	2,599	6,458	9,947	133%	276%
気仙沼	0	1,637	666	2,303	3,600	0	2,026	1,306	3,332	1,473	145%	41%
古川	0	4,265	1,920	6,185	3,600	0	2,111	2,211	4,322	0	70%	0%
名取	0	4,163	2,074	6,237	3,600	0	3,533	1,798	5,331	1,137	85%	32%
名取名取が丘	0	1,556	0	1,556	2,400	0	1,143	0	1,143	0	73%	0%
小牛田	0	0	2,200	2,200	3,600	0	0	3,373	3,373	7,000	153%	194%
利府	0	3,925	2,470	6,395	3,600	0	3,015	2,483	5,498	1,300	86%	36%
利府富谷	0	2,015	0	2,015	2,400	0	1,645	0	1,645	0	82%	0%
利府塩釜	0	1,340	0	1,340	2,400	0	1,023	0	1,023	0	76%	0%
迫	0	2,042	886	2,928	3,600	0	2,406	1,486	3,892	4,090	133%	114%
岩沼	0	0	3,320	3,320	3,600	0	0	5,500	5,500	18,334	166%	509%
岩沼川崎												
小松島	0	4,741	3,340	8,081	3,600	0	3,208	1,745	4,953	2,880	61%	80%
小松島松陵	0	1,529	0	1,529	3,600	0	3,723	0	3,723	12,277	243%	341%
女川	0	0	1,980	1,980	3,600	0	0	4,085	4,085	21,872	206%	608%
(参考) 秋保	0	3,500	3,130	6,630	3,600	新築工事中			11,211	6,312	169%	175%

◎ 現有面積が設置基準の必要面積を下回っている学校

・ 校舎 9校/26校中

角田白石校：32%、小松島：61%、古川：70%、名取名取が丘校：73%、利府塩釜校：76%
利府富谷校：82%、名取：85%、利府：86%、角田：90%

・ 運動場 15校/26校中

名取：32%、利府：36%、気仙沼：41%、船岡：55%、視覚：61%、小松島：80%、金成：98%
聴覚小牛田校、拓桃、西多賀、角田白石校、古川、名取名取が丘校、利府富谷校、利府塩釜校の8校は0%

※ 現有面積は、学校施設台帳に記載している面積（保有面積及び借用面積の和）で、台帳に記載がないものは算入できない。

※ 運動場の面積は、学校施設台帳に記載しているグラウンド面積である（屋内運動場は含まない）。

資料 B 知的障害特別支援学校の教室不足数（令和 5 年度）

（単位：室）

知的障害 特別支援学校	不足教室				合 計
	小学部	中学部	高等部	特別教室	
光明支援学校	4	3	4	6	62
角田支援学校	1		3	2	
角田支援学校白石校				2	
気仙沼支援学校				1	
古川支援学校	5	3	2	3	
名取支援学校	2	1	2	2	
名取支援学校名取が丘校	1				
利府支援学校				1	
利府支援学校富谷校	2				
小松島支援学校	1	2	3	5	
（仙台市）鶴谷特別支援学校			1		